

— 特定外来生物 —

# アライグマ

— なぜ問題なのか —



千葉県

## 「生物多様性」と「外来生物対策」

「生物多様性」とは、身近な動植物から人間を含む、すべての生物の、生命のつながりのことをいいます。田んぼや里山など、それぞれの地域ごとに、長い年月をかけてできた生態系があり、いろいろな生物がお互いにかかわりあって、豊かな生物多様性をつくりあげてきました。しかし近年、開発や乱獲、外来生物の持ち込みなど、さまざまな人間活動によって、生物多様性が危機的な状況に陥っています。

このような現状から、1992年、生物多様性の保全に向けた国際条約である生物多様性条約が採択され、2002年、同条約締約国会議において保全対策の一環として「外来生物対策」に積極的に取り組むことが決められました。

## 「特定外来生物」とは？

外来生物とは、もともといなかった国や地域に、人間によって持ち込まれた生き物のことを指します。国内に2,000種以上いるとも言われていますが、全部が問題なわけではありません。生態系や農林水産業などに特に大きな影響を与える「特定外来生物」が現在大きな問題となっています。

「特定外来生物」とは、2005年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、外来生物法）」に基づき指定されたもので、明治時代以降に日本に持ち込まれ、生態系、農林水産業、人の生命・身体への影響が特に大きい外来生物のことです。法律によって飼養・運搬・保管・販売や、野外に放す行為が禁止されています。現在、「特定外来生物」として159種類（2023年9月1日現在）が指定されており、そのうちアライグマなど46種類が、千葉県においても野外で確認されています。

### 千葉県で確認された特定外来生物は46種類！

(2023年9月1日現在)

【動物】(ほ乳類) アカゲザル、アカゲザル交雑種、マスカラット、アライグマ、キョン (鳥類) カナダガン (※)、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオシロガビチョウ、ソウシチョウ (は虫類) カミツキガメ、ハナガメ、ハナガメ×ニホンシガメ、ハナガメ×クサガメ、アカミミガメ (両生類) ウシガエル (魚類) ショートノーズガー、オオタナゴ、コウライギギ、チャンネルキャットフィッシュ、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス (昆虫類) アカボシゴマダラ、セイヨウオオマルハナバチ、ヒアリ、アカカミアリ、ツヤハダゴマダラカミキリ (甲殻類) ウチダザリガニ、アメリカザリガニ (クモ・サンリ類) セアカゴケグモ (軟体動物類) カフヒバリガイ 計34種類

※2015年12月根絶宣言 (国)

【植物】 オオキンケイギク、ミスヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、オオバナミスキパンパイ、ボタンウキクサ、アメリカオオカウキクサ、ナガエモウセンゴケ 計12種類

## 「特定外来生物アライグマ」が急増！

アライグマは、アニメの影響や外見の愛らしさから、ペットとして広く飼育されましたが、飼いきれずに捨てられたり、逃げ出したりした個体が野外で繁殖し、急速に個体数、生息域を拡大しています。千葉県では、ほぼ県内全域で目撃され、都市部でも捕獲されています。

食物連鎖の頂点にいる  
ワシでもかなわないよ！

## 増え続ける アライグマの被害



習性 1 繁殖力が強く、個体数が増えやすい

被害 3 家屋に進入して傷つけたり、汚したりする

習性 2 高いところが好きで、小さなすき間からでも進入できる

被害 2 農作物を食い荒らす

被害 1 在来の生きものたちを食べたり、追い出したりする

習性 3 何でも食べ、しかも大食漢

## 野生のアライグマが増えたのは…



## アライグマは、なぜ問題なのか？

アライグマは、繁殖力や環境に対する適応力が抜群に強い動物です。もともと日本の生態系の構成員ではない強い動物が増えると、たくさんの在来種が食べられたり、すみかを追われたりします。なかには絶滅してしまうものもあり、みんなの財産である生態系を短時間で変えてしまうことが懸念されます。

アライグマが自分の力で日本に渡り、増えていったのであれば、「自然にまかせる」という選択肢もあります。

アライグマの場合は、本来いないはずの場所に人間が放したため、生態系や農作物に大きな影響が出ました。言ってみれば人災です。

アライグマに罪はありません。しかし、だからといって放っておくと在来種やまわりの人間が被害を受け、さらには後世のこどもたちに対して豊かな生物多様性が残せなくなってしまいます。千葉県では、今後とも県と市町村の連携や、地域住民のみなさんご協力のもと、「特定外来生物アライグマ問題」の早期解決に向けて、取り組みを進めていきます。

## もくじ

アライグマってどんな生きもの？	4
ここで見分けよう！ 夜行性4獣種	5
被害の実態	6
アライグマ被害はこうして防ごう！	8
アライグマチェックシート	10
市町村の問い合わせ・相談窓口一覧	11
皆さんへのお願い	12

# アライグマってどんな生きもの？

## 原産地

食肉目（ネコ目）アライグマ科に属し、原産地は北米大陸。外来種としてフランス、ドイツ、オランダ、スイスなどのヨーロッパ諸国やロシア、日本にも生息しています。



原産地は北米大陸

## 食性

雑食性で、小型哺乳類や鳥類、カメなどのは虫類、カエルなどの両生類、魚類、甲殻類、昆虫、また野菜や果樹、穀物などの農作物など何でも食べ、しかも大食漢です。器用な手先で、水辺の泥の中からも食べ物を探し出します。果実に穴をあけてくりぬいて食べることもできます。



スイカ



ツバメ（ひな）

雑食でなんでも食べる

## 見た目・大きさ

姿は同じ食肉目（ネコ目）のタヌキやハクビシンなどと似ていますが、最大の特徴はシマシマのしっぽです。体長は40～60cm、尾の長さは20～40cm、さらに体重は3～8kgで、中型犬くらいの大きさです。



シマシマのしっぽが最大の特徴

## 繁殖

寿命は野生で5年から8年ほどです。メスは1歳になると繁殖が可能になります。妊娠率が高く、県の捕獲調査では、1歳の妊娠率は75%、2歳以上では100%でした。春から夏ごろに2～6頭の子を生み、流産したり、子を捕獲されるなど子育てに失敗した場合には、年内に再度発情して出産することもあるようです。原産地の北米大陸では、ピューマやコヨーテなどの肉食獣が天敵となりますが、日本には天敵がいないため、生まれた子はすくすくと育つこととなります。



赤ちゃんの頃はまだかわいいが…

## 行動

夜行性で、通常日中は樹上や家屋のすき間などのねぐらで休みます。5本指の爪を立て、木や柱、壁を登るのが得意です。また、目線が低く、狭いすき間や穴も上手にくぐることができます。そのため、屋根裏や樹洞などに住みつきます。



昼は樹上などのねぐらで休む



樹上になるブドウを狙う3頭のアライグマ(しっぽに注目)

# ここで見分けよう! 夜行性4獣種

## 外来種

## 在来種

	特定外来生物 アライグマ	ハクビシン	タヌキ	アナグマ
顔	 <p>耳の縁とヒゲが白い。</p>	 <p>顔の真ん中、鼻から額にかけて白い帯があり、「白鼻芯」の名の由来となっている。</p>	 <p>耳の縁とヒゲが黒い。</p>	 <p>顔が細長い。耳が小さい。</p>
全体像	  <p>尾に黒いシマがある。</p>	  <p>尾が細く長い。</p>	  <p>尾にシマがない。</p>	  <p>尾が短く、シマはない。</p>
足裏	<p>指が長い</p>   <p>5本指</p>	<p>指は短い</p>   <p>5本指</p>	<p>4本の指は短い(イヌと同じ)</p>   <p>4本指</p>	<p>指が短く、爪が長い</p>   <p>5本指</p>

アライグマが  
残した  
足跡の  
いろいろ

長い指の足跡をくっきりと残すのが特徴です。



田んぼで



家屋のガラス戸で



畑で



お寺の庭で

# 被害の実態

## 希少な在来種が危ない！ ——自然生態系への被害

### 在来種を追い出す

もともと日本に存在しなかったアライグマは、生態系の上位者で、環境への順応性が高く、何でも食べる雑食性。各地の在来種を食べたり、生息場所が競合する在来種たちを追い出したりして、どんどん生息域を広げ、地域の生態系に大きな影響を与えています。

希少種への被害としては、北海道では、ニホンザリガニやエゾサンショウウオが、神奈川県ではトウキョウサンショウウオの捕食が報告されています。また、集団営巣していたアオサギの卵や雛を食べて、営巣放棄を引き起こさせたり、フクロウの巣やタヌキのねぐらを乗っ取ったとの報告もあります。

### 希少種、在来種減少の報告が次々と

県が行ったアンケートでも、最近タヌキやノウサギ、ドジョウ、ヘビ類などが少なくなったとの声が聞かれ、アライグマが急増する地域では、カエルの卵や希少種のトウキョウサンショウウオの卵のうが減ったとの情報もあります。また2007年の冬には、県内のアライグマ急増地域で、希少種のニホンイシガメ等カメ類の死体が約150体発見され、付近にアライグマの足跡があったという事件があり、この地域での在来カメの絶滅が心配されています。その他、淡水二枚貝の食害等も確認されています。

生態系への影響は人の目にはわかりにくく、「気がついたときには手遅れになっていた」ということになりかねません。



両腕が喰いちぎられたニホンイシガメ



甲らだけになったカメ類

## 農作物が危ない！ ——農林水産業への被害

### 増え続ける農業被害

千葉県では、2004年度からアライグマによる被害が報告されるようになりました。2022年度の被害金額は、3,058万円にのぼり、被害が報告され始めた2004年度の約40倍になっています。

農林水産省の調査によれば、2021年度の被害額は全国で4億1千万円に達しています。また、農作物の直接的な被害だけでなく、牛舎に入って飼料を食べたり、乳牛の乳首を噛み切ったりする被害も報告されています。

農業被害状況の推移（農林水産部調べ）

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
被害面積 (ha)	4.1	5.0	8.0	10.2	10.8	7.2	8.9	7.5	10.5	10.1	11.5	15.2	14.1	22.8	21.9
被害金額 (千円)	6,622	6,148	9,137	10,696	10,314	11,153	11,745	10,571	12,541	13,359	22,650	25,211	21,393	25,035	30,578

## 被害の報告は氷山の一角

しかし、家庭菜園での被害状況はわかりにくく、またタヌキやハクビシンなどの被害として計上されているものがある可能性を考えると、被害額は氷山の一角であると思われます。



野菜の出荷作業場も狙われやすい



トウモロコシは皮をはいでおいしい所だけを食べる



スイカは穴をあけ、中に手をつこんで食べる

## 生活が危ない！ 一家屋やペット、文化財への被害、人獣共通感染症

### 都市部地域を中心に生活被害も増加

アライグマは5本指の爪を立てて、柱や壁を登るのが得意で、狭いすき間や穴を難なく通り抜けることができます。そのため都市部でも人家に忍び込みます。アライグマが屋根裏で繁殖したことによって、糞尿の被害を受けたり、足音や鳴き声などの騒音被害を受けたりした例があるほか、屋根が壊される被害も発生しています。



### ペットへの被害も頻発

その他、池のコイが食べられて全滅したり、軒下のツバメの巣が荒らされたり、さらには飼い犬が襲われドッグフードを食べられたという被害も最近では報告されています。



天井のシミはアライグマの仕業



ガラスについた足跡

### 寺社の建物や文化財も狙われている！

最近では寺社などの建物や仏像などの文化財への被害も目立っています。県内でも寺社の建物に侵入し、糞尿で汚したり、柱を傷つけたり、屋根や壁を壊したりする被害が出ています。また、お供え物を食べたり、墓石を倒したりするような被害も報告されています。



屋根裏に棲みつき、頻繁に登り降りすることでできた爪跡の傷

### 人獣共通感染症※

アライグマは複数の人獣共通感染症を媒介する可能性があると言われています。またペットに重篤な感染症を引き起こす病原体も検出されています。アライグマに関しては直接の接触を避け、アライグマが糞をする場所には近づかないなどの注意が必要です。

※動物から人間へうつる感染症のこと

# アライグマ被害はこうして防ごう！

アライグマの被害を防ぐための方法は**3**つです。

## 1. 数を減らす — 積極的に捕獲する！

繁殖力が強いアライグマは、個体数を減らすように積極的に捕獲する必要があります。千葉県では、外来生物法に基づいて「千葉県アライグマ防除実施計画」を策定し、その防除について市町村と役割分担を決め、最終的に野外からの完全排除を目指して取り組んでいます。

もしアライグマを目撃したり、被害にあたりたら、すぐに市町村の担当部署（11頁）に通報しましょう。

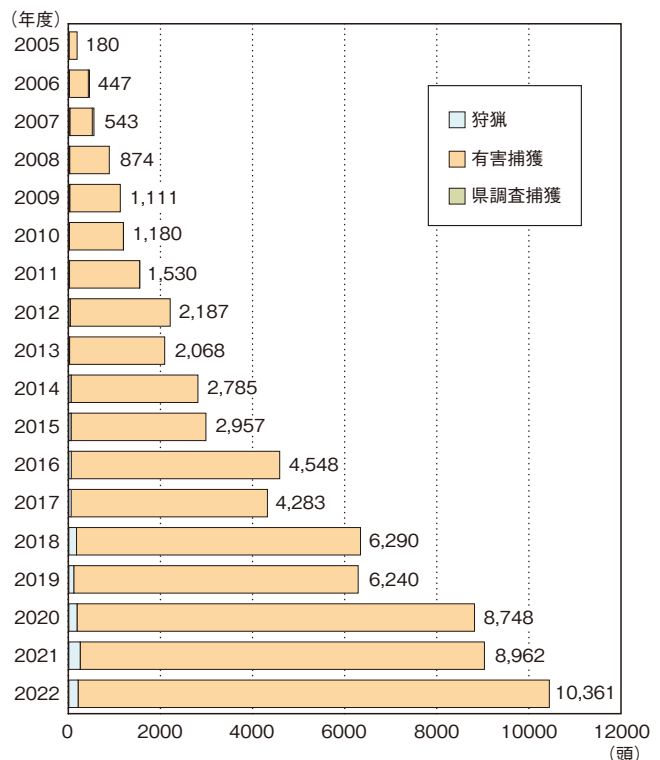


箱わなにかかったアライグマ

### 県内での捕獲状況

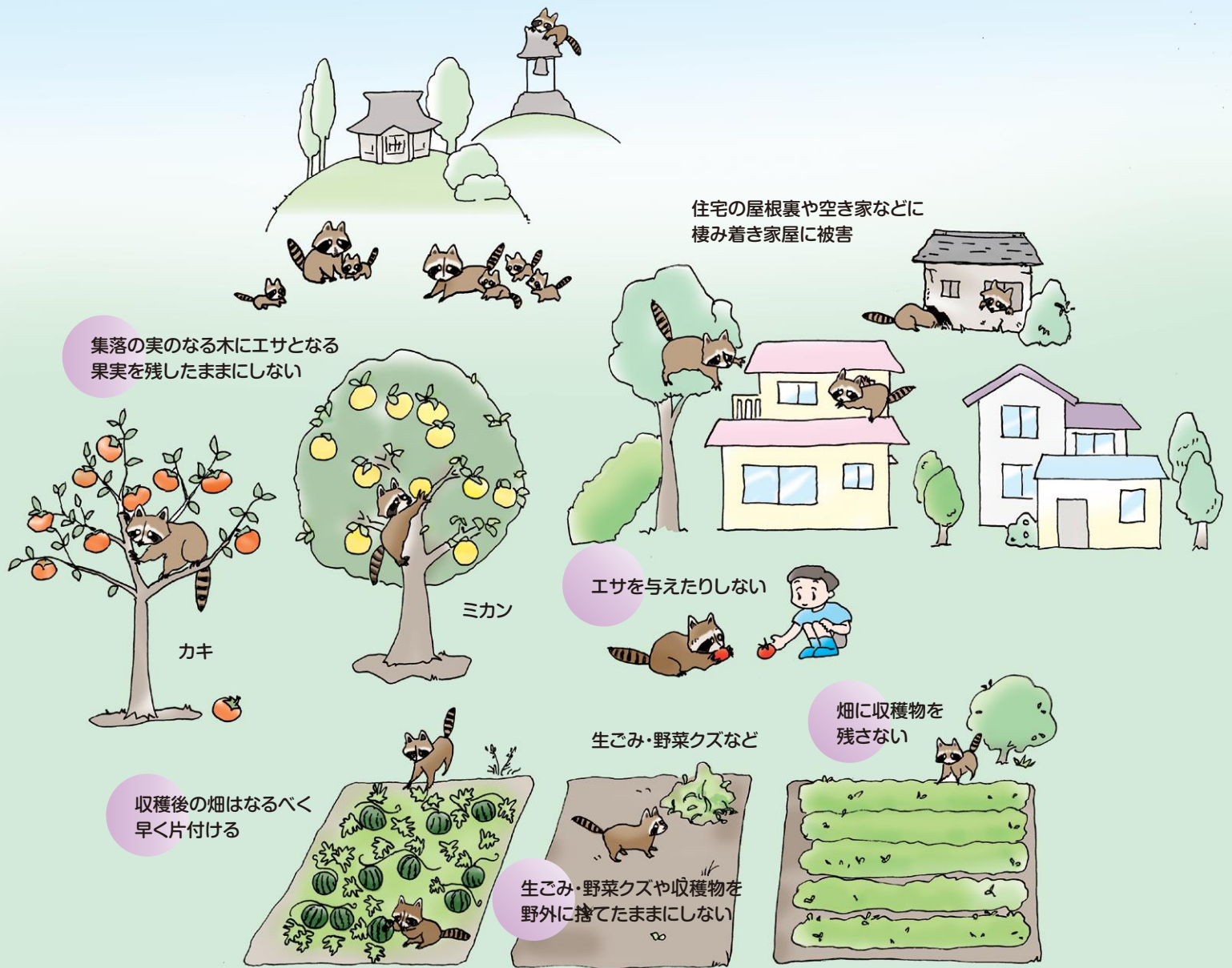
#### 捕獲頭数の推移

年度	狩猟	有害捕獲	県調査捕獲	計
2005	2	178		180
2006	11	411	25	447
2007	23	484	36	543
2008	19	855		874
2009	21	1,090		1,111
2010	14	1,163	3	1,180
2011	16	1,511	3	1,530
2012	31	2,156		2,187
2013	17	2,051		2,068
2014	49	2,736		2,785
2015	49	2,908		2,957
2016	55	4,493		4,548
2017	53	4,230		4,283
2018	167	6,123		6,290
2019	108	6,132		6,240
2020	178	8,570		8,748
2021	246	8,716		8,962
2022	201	10,160		10,361



## 2. エサを与えない — エサ場をつくらない！

かわいくとも絶対にエサを与えないようにしましょう。また、農作物の被害を防ぐためには、農地や集落環境をアライグマのエサ場にしないようにすることが必要です。生ごみを畑に不用意に捨てたり、廃棄する作物を畑に野積みして放置したり、カキやミカン、ビワなどの果物をなりっぱなしにすることのないように、集落全体で監視を強めましょう。



また、畑に電気柵を設置して、農作物を守ったり、エサ場をつくらないことも重要です。アライグマの行動特性に応じた、電気柵と防風ネットを組み合わせた侵入防止柵を設置すると、より効果的です。

### 3. ねぐらをつくらせない —— 家屋のすき間をなくす！

アライグマは家屋のわずかなすき間でも侵入し、天井裏などにねぐらをつくります。侵入口になりそうな壁や床下、屋根の付近のすき間はふさぐようにしましょう。

特に、地域にある神社などの古い木造建築物にはところどころにすき間があり、ねぐらや繁殖場所に使われやすいので、注意が必要です。



# アライグマ チェックシート



記入者氏名	
記入日	
該当場所	
連絡先	

該当する項目が一つでもあったら、アライグマが来ていたり、棲みついていた可能性が高くなります。アライグマを目撃したり、天井裏で大きな足音が聞こえたりしたら、お住まいの市町村の担当部署（11頁参照）と相談し、なるべく早く対策をとりましょう。



## 屋敷の中や周辺、地域の墓地・寺社にこんな被害はありませんか？

- 建物のまわりや側溝、池、川などに5本指の足跡がある。
- 中型犬くらいの動物が建物や木の上で動いていた。
- タヌキのような動物を目撃したが、尾にシマ模様があった。
- 飼い犬や猫のエサが食い荒らされる。
- 庭にある果樹が荒らされた。
- 池の金魚やコイ、カメ、また軒下のツバメの雛がいなくなったか、食べられた跡がある。
- 毎年姿を見せていたカエルやカニの数が極端に減った。
- お供えの饅頭や果物が食べられたり、荒らされたりした。
- お堂の中のろうそく立てなどが倒されたり、荒らされたりした。

一つでも該当する項目があれば、身近まで来ている可能性があります。



## 田畑にこんな被害はありませんか？

- 田んぼや畑、ビニールハウスなどに長い指の足跡がある。
- スイカに丸い穴が開いて、中身が空になっていた。
- トウモロコシが根元から倒されて食べられた。
- ジャガイモやイチゴなどに今までなかったような食害があった。

一つでも該当する項目があれば、田畑を荒らしているのはアライグマかも知れません。



## 家や空き家、寺社の建物にこんな被害はありませんか？

- 建物のまわりに5本指の足跡がある。
- 柱に、上部に向けて登る力強い爪跡がある。
- 柱や戸袋、雨樋に、上部に向けて登る5本指の泥のついた足跡がある。
- 軒下の壁の一部が壊されている。
- 天井板がずれていた。
- 天井にシミができた。
- 天井から雨漏りのように水滴がふってくる。
- 天井裏でこれまで聞いたことのないような大きな足音がする。
- 天井裏からクルクルという甲高い鳥のような声が聞こえる。
- 天井裏に犬の糞のようなものが大量にある。

一つでも該当する項目があれば、建物に棲みついている可能性があります。

目撃情報や被害通報、対策等に関する相談はこちらまで！  
**アライグマに関する市町村の問い合わせ・相談窓口一覧**  
 (五十音順)

市町村	課	電話	FAX	市町村	課	電話	FAX
旭市	環境課	0479-62-5328	0479-62-4200	袖ヶ浦市	環境管理課	0438-62-3404	0438-62-7485
我孫子市	生活衛生課	04-7185-1130	04-7185-1134	多古町	産業経済課	0479-76-5404	0479-76-7144
いすみ市	農林課	0470-62-1280	0470-63-1252	館山市	農水産課	0470-22-3397	0470-23-3115
市川市	自然環境課	047-712-6307	047-712-6308	千葉市	農業経営支援課	043-228-6275	043-228-3317
一宮町	都市環境課	0475-42-1430	0475-40-1075	銚子市	生活環境課	0479-24-8910	0479-22-3466
市原市	農林業振興課	0436-36-4187	0436-36-5662		農産課	0479-24-8939	0479-25-0277
印西市	環境保全課	0476-33-4439	0476-42-5339	長生村	下水環境課	0475-32-2494	0475-32-1486
浦安市	環境衛生課	047-712-6595	047-381-7221	長南町	生活環境課	0475-46-3396	0475-46-3406
大網白里市	農業振興課	0475-70-0345	0475-72-9134	東金市	農政課	0475-50-1137	0475-50-1297
大多喜町	農林課	0470-82-2535	0470-82-4461		環境保全課	0475-50-1170	0475-50-1297
御宿町	産業観光課	0470-68-2513	0470-68-3293	東庄町	まちづくり課	0478-86-6075	0478-86-4051
柏市	環境政策課	04-7167-1695	04-7163-3728	富里市	農政課	0476-93-4943	0476-93-2101
勝浦市	農林水産課	0470-73-6635	0470-73-8788	長柄町	産業振興課	0475-35-4447	0475-35-4743
香取市	環境安全課	0478-50-1248	0478-54-1290	流山市	環境政策課	04-7150-6083	04-7150-6521
鎌ヶ谷市	農業振興課	047-445-1233	047-445-1400	習志野市	環境政策課	047-453-9291	047-453-7384
鴨川市	農林水産課	04-7093-7834	04-7093-7856	成田市	環境計画課	0476-20-1533	0476-22-4449
木更津市	農林水産課	0438-23-8444	0438-23-0075	野田市	みどりと水のまちづくり課	04-7199-8147	04-7122-1581
君津市	農政課	0439-56-1312	0439-56-1314		農政課	04-7123-1086	04-7122-1581
鋸南町	地域振興課	0470-55-4805	0470-55-0421	富津市	農林水産課	0439-80-1284	0439-32-1645
九十九里町	まちづくり課	0475-70-3166	0475-76-7934	船橋市	環境政策課	047-436-2454	047-436-2487
神崎町	まちづくり課	0478-72-2114	0478-72-2110	松戸市	環境政策課	047-366-7089	047-366-8114
栄町	経済環境課	0476-33-7713	0476-33-7720		農政課 (田畑について)	047-366-7328	047-366-1165
佐倉市	生活環境課	043-484-6148	043-486-2504	南房総市	農林水産課	0470-33-1071	0470-20-4592
山武市	環境保全課	0475-80-1161	0475-80-1314	睦沢町	産業建設課	0475-44-2505	0475-44-1729
	農政課	0475-80-1211	0475-82-2107	茂原市	農政課	0475-20-1526	0475-20-1604
酒々井町	経済環境課	043-496-1171	043-496-5765	八街市	環境課	043-443-1406	043-442-6416
芝山町	産業振興課	0479-77-3917	0479-77-3957	八千代市	環境保全課	047-421-6767	047-484-8824
白子町	環境課	0475-33-2118	0475-33-4132		農政課	047-421-6764	047-484-8824
白井市	環境課	047-492-1111	047-492-3070	横芝光町	環境防災課	0479-84-1216	0479-84-2713
匝瑳市	環境生活課	0479-73-0088	0479-72-1116		産業課	0479-84-1215	0479-84-2713
				四街道市	産業振興課	043-421-6133	043-424-2013

■千葉県のアライグマ担当部署

環境生活部自然保護課 TEL : 043-223-2058 FAX : 043-225-1630

# ・皆さんへのお願い・

アライグマかもしれないと思ったら、10頁のアライグマチェックシートで  
すぐにチェック！

## 1

### アライグマを見かけたら…



- ①最寄りの市町村アライグマ相談窓口（11頁参照）に連絡してください。ハクビシンやタヌキなど、間違えやすい動物がいますので、気をつけてください（5頁参照）。
- ②けっして餌<sup>え</sup>づけはしないでください。
- ③可愛いからといって、触ったりしないでください。

## 2

### アライグマをいま飼っていたら…



- ①「特定外来生物」なので飼うことはできません。ただし、例外として研究など、特別な場合に許可されることがあります。詳細は環境省ホームページをご覧ください。  
<https://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>
- ②地域の生態系や農林水産業などに、大きな被害を与えますので、絶対に放さないでください。万一、野外に捨てた場合には、「外来生物法」によって、個人の場合では「懲役3年以下または300万円以下の罰金」、法人の場合では「1億円以下の罰金」となります。（輸入や販売、譲渡も同様に犯罪です）

## 3

### 第2、第3のアライグマをつくらないために…



- ①どんな種類であっても、今飼育しているペットは最期まで飼いましょう！  
ペットとして飼いきれず、「でもかわいそうだから…」と野外に放すと、在来種にとっても、生態系や周囲の人たちにとっても大きな迷惑となり、被害が出ることもあります。
- ②飼う前に動物の習性や寿命などを調べましょう！  
体が大きくなったり、思いがけず長生きしたり、大人になると凶暴になったりするものがありますので、飼う前に十分調べましょう。

2009年3月 初版発行  
2024年3月 最終改訂

企画・発行 千葉県 環境生活部 自然保護課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
TEL. 043-223-2058 FAX. 043-225-1630

写真・資料協力：NPO法人カメネットワークジャパン、川道美枝子、児玉裕美、(有)三共プロテクト、  
白子町、袖ヶ浦市、鶴岡久光、矢竹一穂、渡辺英二、千葉県

※複製・転載する場合は必ず千葉県の許諾を得てください。

